様式第１号（第５条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

（あて先）

　　津幡町長

受注者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

　次に掲げる工事については、中間前金払・部分払を選択したいので、届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 |  |
| 工事場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 契約日 | 年　　　月　　　日 |
| 工期 | 着工　　　　　　　　年　　　月　　　日完成　　　　　　　　年　　　月　　　日 |

備考

　１．中間前金払と部分払のどちらかを選択すること。

　２．契約締結後の変更は認めない。

様式第２号（第６条関係）

中　間　前　金　払　認　定　請　求　書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工 期 | 着工 　　　　　　年 　　月 　　日完成 　　　　　　年 　　月 　　日 |
| 契約金額 |  　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　　　　　上記の工事について、中間前金払の請求をしたいので要件を具備していることを認定されたく請求します。（あて先）津幡町長 年 　　月　　 日受注者 　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　 |

添付書類：工事履行報告書等

（注） 特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のすべてが記名押印のこと。

様式第３号（第６条関係）

工　事　履　行　報　告　書

（あて先）

　　津幡町長

受注者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 |  |
| 工　　　期 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 |
| 月　　　別 | 予定工程（％）（変更） | 実施工程（％） | 備　　　考 |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |
| 月 |  |  |  |

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第４号（第６条関係）

中　間　前　金　払　認　定　調　書

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工 期 | 着工 　　　　　　年 　　月 　　日完成 　　　　　　年 　　月 　　日 |
| 契約金額 |  　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　　　　　上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を（具備している・具備していない）ことを認定する。受注者　住　所　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　様年 　　月　　 日　津幡町長　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

１　中間前金払と部分払の選択について

　⑴　契約金額が、３００万円以上の公共工事（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が３００万円以上の工事）で工期が９０日以上の契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させるものとする。なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

　⑵　債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が３００万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

２　中間前金払の請求

　⑴　中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、工程表により工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

　⑵　契約締結に当たり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。

３　部分払の請求

　　契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。